

意見・質問	回答
<p><一般競争入札案件></p> <p>① 令和5年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 河田地区 排水機補修工事</p> <p>・今回の落札業者は、30年前に設置した時の請負業者と同じということか。</p> <p>・入札参加可能業者が21者の中で、県外業者が多いのは、工事自体が特殊で、ポンプを製作する業者が少ないからか。</p> <p>・今回の案件はこの業者が落札しているが、他の排水機場でも同様な状況なのか。また、県内にもこの業者以外に何社がいるのか。</p> <p>・入札参加可能業者の21者の中に、何社かは、県内で実績もあるということか。</p> <p>・ポンプを製作している企業が、国内では、減少してきており、それを扱う代理店も同様な状況の中、石川県内においては数社が、応札可能な状況であるということか。</p> <p>・技術提案において「施工時の安全対策について」とあるが、具体的にどのようなことか。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・他の排水機場でも、製作した業者がメンテナンスもしている状況である。また、今回の業者以外にも県内において代理店をしている業者もある。</p> <p>・そうである。他の排水機場においては、今回と異なる業者が、それぞれ落札している。</p> <p>・現時点では、幸いにもそのような状況の中で、発注している。</p> <p>・施工時の安全対策についての具体的な安全管理として、ポンプの上蓋を外して作業する時や、周囲で稼働している排水機に巻き込まれることがないように転落防護ネット等の設置する提案や、工事期間中における夜間の関係者以外の立ち入りを規制するための人感センサー付きのライトの設置などの提案がある。</p>

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に対する評価点が著しく低かった時は、1者応札の場合でも入札は有効なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案等の評価点が低かった場合においては、あくまで加点に係る評価であるため、入札自体は有効としている。
<p>② 犀川ダム堰堤改良（ダム管理用制御処理設備）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの制御盤処理設備の工事は1者応札が多いのか。 ・本施設の更新は今回が初めてのものか。 ・前回工事共同企業体が応札したのか。 ・本工事の工期は通常より長めに設定したとあるが、通常と同種工事の工期はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新工事においては、1者応札の傾向が高い。仕様書を一般化しているものの、当初に機器を製作したメーカーまたは代理店が応札することが多い。 ・12年前にも一度更新している。こうした施設は、標準的には15年以内に更新することが望ましいとされている。 ・そのとおりである。 ・1年程度である。同様な工事において、半導体が仕入れられず、工期が2年になったものがあったため、本工事の工期を1年以上とした。
<p>③ サッカー・ラグビー競技場スタンド改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札の理由として、同時期に管内で、同種の公共工事の発注が多数あったと説明されたが、発注機関の割合は把握しているか。 ・1者応札となっているが、落札率が99.1%であることから、採算がとれないよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・能美市が8件、小松市が3件、建築一式工事を発注していたことを把握している。 ・落札した業者から採算が取れないという話は聞いておらず、県としては適正な価格

意見・質問	回答
<p>な積算になっていた可能性はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と県とで、積算の仕方に違いはあるのか。 ・土木一式工事に比べて、建築一式工事では総合評価における企業の技術力が低いといった傾向はあるのか。 	<p>であったとして考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める積算方式に準拠しているため、大きな違いはないと考えている。 ・企業の技術力は、業者の過去の実績を評価するものであるため、工種によって高い低いの傾向があるわけではない。
<p><指名競争入札案件> ④ 行政庁舎防犯設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の工事において技術者不足を理由に辞退していることは、今回の指名から除外することの理由になるのか。 ・辞退した場合に、次回工事において指名から除外する可能性があることを周知しているのか。 ・今回工事における辞退理由は把握しているか。 ・指名業者を10者とすることに理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月末に指名した電気工事において、辞退しているものであり、直近から状況は変わっていないだろうと判断した。 ・辞退を理由に指名から除外したのではなく、技術者不足が見込まれるため、指名から除外したものである。 ・技術者不足であると聞いている。 ・金沢市内の設備工事については、10者以上を指名することとしており、案件によるが、最終的には10者で選定するのが一般的である。

意見・質問	回答
<p>⑤ 令和5年度 湖南運動公園ネットフェンス撤去・再設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンスの更新は、どのくらいのペースで更新しているのか。 ・今回、当初9者を指名候補としながら8者を選定しているが、9者でも構わないのか。 ・指名者の選定にあたり、工事箇所から近いかな否かは、あまり本質的な感じがしない。指名候補が多数の場合の絞り込みは理解できるが、同じ金沢市内の業者でもあるため、あえて1者だけ外さなくてもいいのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何年で更新という決まりはないが、管理上、毎年確認をして、その状況に応じて、更新している。 ・8者以上指名することとしているため、9者でも構わない。 ・選定に当たっての考え方は、案件によるが、最終的に8者で選定するのが標準的である。
<p>⑥ 兼六園 花見橋改修工事（その1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する工事の参加者は、審議対象工事の参加者と同一か。 ・関連工事を分割して発注したのはなぜか。 ・辞退者が多い理由は把握しているのか。 ・遺構への配慮や利用者への安全配慮などの必要な経費は積算に見込まれていたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名者を変えているため、まったく同じ業者ではない。 ・建築一式工事の受注機会確保を図るためである。 ・遺構への配慮や利用者への安全配慮など、必要な経費を、事業者が高く見込んだものと推察される。 ・積算に見込まれていた。

意見・質問	回答
<p><随意契約案件></p> <p>⑦ 金沢港 県単船舶荷役機械等管理工事 (いぬわし丸 点検整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は金沢港内に事業所がある業者か。 ・いぬわし丸のほかに、航行区域が金沢港内に限定されている曳船はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。金沢港内で、船舶を上架できる設備を有する事業者である。 ・ない。